あおもり農商工連携助成事業助成金交付要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、あおもり農商工連携支援基金事業実施要領に基づき、地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下「センター」という。)が産業の活性化と雇用の創出を促進するため、県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者等と県内の農林漁業者との連携体等が行う地域活性化のための事業に対し助成金を交付するあおもり農商工連携助成事業(以下「助成金交付事業」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事業内容及び助成基準

(助成金交付事業の内容及び基準)

第2条 センターは、次の各号に定めるところに従って、助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)に対して、毎年度における予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。なお、国及 び県の補助金の対象事業は、本助成金交付事業の対象とならないものとする。

(1) 対象者

対象者は、あおもり農商工連携支援基金による支援事業計画における支援重点分野(以下「支援重点分野」という。)を中心に、次に掲げる者とする。

- ①経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体
- ②経営の革新を行おうとする特定非営利活動法人、農事組合法人等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- ③中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する事業(以下「支援事業」という。)を行う県内 の商工団体、農林水産団体、産業支援機関、大学

(2) 定義

前号の中小企業者、農林漁業者、連携体、特定非営利活動法人及び農事組合法人等は次に規定するとおりとする。

- ①中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条に規 定する中小企業者(農林漁業者を除く。)で県内に事業所を有する中小企業者をいう。
- ②農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第2条に規定する農林漁業者で県内の農林漁業者をいう。

- ③連携体 中小企業者又は特定非営利活動法人若しくは農事組合法人等(以下「中小企業者等」という。)と農林漁業者とによる共同体であって、中小企業者等と農林漁業者とが有機的に連携し、当該中小企業者等及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓(以下「新商品の開発等」という。)を行うものをいう。
- ④特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2号に規定する特定非営利活動法人で県内に事業所を有する特定非営利活動法人をいう。
- ⑤農事組合法人等 農商工等連携促進法第3条第1項の規定に基づく農商工等連携事業の促進に 関する基本計画第2第1(4)(イ)なお書き中、中小企業者としての農商工等連携事業を実施す ることが想定される農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業 協同組合連合会、森林組合、及び森林組合連合会をいう。

(3) 助成事業の内容

対象事業は、次に掲げるものとする。

- ①中小企業者等と農林漁業者との連携体による新商品の開発等を行うために必要なものであって、 調査事業、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓を行う事業
- ②中小企業者と農林漁業者との連携体による新商品の開発等を支援するために必要なものであって、連携体に対する指導助言、販路開拓支援を行う事業

(4) 助成対象経費

助成対象経費は、助成事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとし、助成事業者の役職員に係る人件費は除くものとする。

- ①講師又は外部専門家に対する謝金
- ②講師又は外部専門家に対する旅費
- ③会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・分析費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役務費等の事業経費
- ④原材料費
- ⑤機械装置・工具器具備品購入費(汎用機器は除く。)
- ⑥外注加工費
- ⑦委託費 (その事業の全てを委託するものを除く。)
- ⑧上記①から⑦の支出に伴う消費税及び地方消費税

(5) 助成事業の採択基準

助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- ①助成事業の実施が確実であり、事業化の熟度が高いこと。
- ②助成事業の実施により事業成果に係る目標の達成が見込まれる等、地域活性化と雇用創出の効果

が高いこと。

(6) 事業成果の目標

事業成果の目標は、次に掲げるとおりとする。

①短期目標

助成金交付後3年以内に事業化する者の割合が3割以上であること。

②長期目標

中小企業者等については、「あおもり農商工連携支援基金」の終了年度において、事業化した 年度と比較した総売上高が、事業化した者の平均で4パーセント以上増加していること。

農林漁業者については、「あおもり農商工連携支援基金」の終了年度において、事業化した年度と比較した助成事業に係る農林水産物の売上高が、事業化した者の平均で4パーセント以上増加していること。

- ③特定売上目標を設定し、達成する見込みのある事業を行う者 事業終了後3年間の開発商品の総売上が助成金の3倍以上であること。
- ④支援事業を行う者

実施する支援事業において、支援を受けた者のアンケート等による肯定的な評価が8割以上で あることを目標とする。

(7) 助成期間

- 一の事業に対する助成期間は、原則として次に掲げるとおりとする。
- ①中小企業者等と農林漁業者との連携体 2年間以内
- ②支援事業を行う者 1年間以内
- (8) 助成率

助成率は、次に掲げるとおりとする。

- ①中小企業者等と農林漁業者との連携体 1/2以内
- ②①のうち、雇用創出が見込まれる事業を行う者又は支援重点分野に該当する事業を行う者 2/3以内

ただし、支援重点分野に該当しない事業を行う場合で、かつ、助成期間内に雇用創出がなされなかった場合 1/2以内

- ③①のうち、特定売上目標(事業終了後3年間の開発商品の総売上が助成金の3倍以上となる目標をいう。)を設定し、達成する見込みのある事業を行う者
 - 4/5以内
- ④①のうち、あおもり農商工連携推進プラン(ただし、「バイオマス」、「植物工場」、「農業機器等」の分野に限る。) に関連する事業を行う者

4/5以内

- ⑤支援事業を行う者 10/10以内
- (9) 助成限度額

- 一の事業に対する助成限度額は、原則として次に掲げるとおりとする。なお、経営の革新を行お うとする特定非営利活動法人、農事組合法人等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体に対 する助成額は、各事業年度における助成総額の2割以内とする。
- ①中小企業者等と農林漁業者との連携体 5,000千円
- ②支援事業を行う者 1,000千円

第3章 助成金の交付

(助成金の交付申請)

- 第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成申請者」という。)は、次の各号に掲げるとおり助成金交付申請書に事業計画書を添えて、別に定める期日までに、センターに提出しなければならないものとする。
- (1) 中小企業者等と農林漁業者との連携体 助成金交付申請書(別紙1-1号様式)及び事業計画書 (別紙2-1号様式)
- (2) 支援事業を行う県内の商工団体、農林水産団体、産業支援機関、大学 助成金交付申請書 (別紙 1-2号様式) 及び事業計画書 (別紙2-2号様式)
- 2 助成申請者は、助成金の交付の申請をするに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る 住入控除額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法 律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税 法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助 率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)がある場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控 除額を減額して、その減額する金額を記載して当該申請をしなければならない。ただし、当該申請時 において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでない場合にあっては、この限りでな い。

(助成金の交付決定)

第4条 センターは、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し実地調査等を行い、また、別に定める産学官金及び有識者から構成されるあおもり農商工連携助成事業審査委員会に諮ったうえ、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成申請者に対して助成金交付決定通知書(別紙3号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第5条 センターは、助成金の交付の決定をする場合において、助成申請者に対して次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 助成事業を行うため締結する契約に関する事項及びその他助成事業に要する経費の使用方法に関しセンターの指示を受けること。
- (2) 助成事業の完了により相当の収益が生じた場合、その交付した助成金の全部又は一部に相当する 金額をセンターに納付すべきこと。

(助成金の交付方法等)

- 第6条 助成金は、助成事業の完了後交付する。ただし、センターが必要であると認めるときは、概算 払により交付することができるものとする。
- 2 助成金の請求は、助成金請求書(別紙4号様式)の提出により行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 助成申請者は、助成金の交付の決定の通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の内容 又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知 を受けた日から20日以内にセンターに対し、書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 助成事業者は、申請書に記載された事業の内容若しくは経費の配分の変更(助成対象経費相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内で経費の配分を変更する場合、及び各経費区分毎に20パーセント以内で経費が減少する場合を除く。)をしようとするとき、又は助成事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更等承認申請書(別紙5号様式)をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは、前項の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、妥当であると認めたときは、助成事業者に対して事業計画変更等承認通知書(別紙5-1号様式)により通知するものとする。
- 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又新たな 条件を付すことができるものとする。

(事故の報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(別紙6号様式)をセンターに提出し、その 指示に従わなければならない。

(助成事業の遂行)

第10条 助成事業者は、助成事業の実施に当たっては助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 助成事業者は、助成事業の遂行及び収支の状況について、センターが必要と認めて指示したときは、遅滞なく、事業遂行状況報告書(別紙7号様式)をセンターに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は事業年度終 了後の4月5日のいずれか早い時期までに、事業実績報告書(別紙8号様式)をセンターに提出しな ければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 センターは、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて 現地調査等を行い、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す ると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(別紙9号様式)により助成事業者に対 して通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

- 第14条 センターは、助成事業者が法令若しくはこの助成金交付要領に違反したとき、又は助成金を 他の用途へ使用し、その助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違 反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
- 2 センターは、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消 しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることが できる。
- 3 センターは、前項の助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日 までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させることができる。
- 4 助成金の返還期限は、返還を命じた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納に係る金額につき、年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

第4章 その他

(財産の処分の制限等)

第15条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加したセンターが定める財産(以下 「取得財産等」という。)をセンターの承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡

- し、交換し、貸し付けし又は担保の用に供してはならない。
- 2 センターは、当該取得財産等がセンターの定める期間を経過している場合を除き、助成事業が取得 財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができ る。

(助成金の経理等)

第16条 助成事業者は、助成金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するものとし、 すべての証拠書類を整備し、かつ、助成事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、その 日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第17条 センターは、助成事業の適正を期すために必要があると認めたときは、助成事業者に対して 助成事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その 他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税額及び地方消費税額の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、報告書(別紙10号様式)をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は 一部について、その返還を請求するものである。

(その他必要な事項)

第19条 センターは、この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を確保するため に必要な事項を別に定めることができる。

附即

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

附則

この要領は、平成21年12月28日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月28日から施行する。

附則

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

1-1号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

申請者(中小企業者等)

住 所

名 称

代表者職氏名

印

申請者 (農林漁業者)

住 所

名 称

代表者職氏名

印

あおもり農商工連携助成事業助成金交付申請書

平成 年度において実施するあおもり農商工連携助成事業について、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費金

助成金交付申請額 金

円

円

助成金申請額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除額=助成金交付申請額

2 添付書類

- ・申請者の定款又はこれに代わる書面
- ・申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (注) 3者以上の中小企業者及び農林漁業者が連携する場合には、申請者の欄を繰り返し設けて記載すること。

1-2号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

あおもり農商工連携助成事業助成金交付申請書

平成 年度において実施するあおもり農商工連携助成事業について、助成金の交付を受けたいので、 下記のとおり申請します。

記

1 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費金

円

助成金交付申請額

金

円

助成金申請額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除額=助成金交付申請額

2 添付書類

- ・申請者の定款又はこれに代わる書面
- ・申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

事業計画書

1 連携体の概要

①連携体の代表者	名 称				
※連携体の代表者	住 所				
となる者を1名定	代表者名				
め、記載するこ	連絡先	電話番号			
と。		FAX 番号			
		担当者名			
		E-mail			
	資本金			従業員数	
	業種			決算月	
②共同申請者	名 称				
※上記①の代表者	住 所				
以外について記載	代表者名				
すること。	連絡先	電話番号			
		FAX 番号			
		担当者名			
		E-mail			
	資本金			従業員数	
	業種			決算月	
③連携参加者	名 称				
※事業を共同で実	住 所				
施する大企業等又	代表者名				
は事業の実施に協	連絡先	電話番号			
力する大学、研究		FAX 番号			
機関等がある場合		担当者名			
に記載すること。		E-mail	_		
	資本金			従業員数	
	業種			決算月	

⁽注) 必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

2 助成事業の内容

①区 分	〇印	助 成 事 業 者	助成率
		①県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業 者と農林漁業者との連携体	1/2以内
		①のうち雇用創出が見込まれる事業を行う者又は支援重 点分野に該当する事業を行う者	2/3以内
		①のうち特定売上目標(事業終了後3年間の開発商品の総売上が助成金の3倍以上となる目標をいう。)を設定し、達成する見込みのある事業を行う者	4/5以内
		①のうちあおもり農商工連携推進プラン(ただし、「バイオマス」、「植物工場」、「農業機器等」の分野に限る。)に関連する事業を行う者	4/5以内
		②中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内の特定非営利活動法人、農事組合法人等と農林漁業者との連携体	1/2以内
		②のうち雇用創出が見込まれる事業を行う者又は支援重 点分野に該当する事業を行う者	2/3以内
		②のうち特定売上目標(事業終了後3年間の開発商品の総売上が助成金の3倍以上となる目標をいう。)を設定し、達成する見込みのある事業を行う者	4/5以内
		②のうちあおもり農商工連携推進プラン(ただし、「バイオマス」、「植物工場」、「農業機器等」の分野に限る。)に関連する事業を行う者	4/5以内
②事 業 名	※事業	と内容が分かりやすい名称を記載すること。	
③事業の目的	① 会 社	上の概要(業務内容、主な商品等を記載すること)	
	②経緯	は(今回の申請に至った経緯を記載すること)	
	3目的	り (今回申請する目的を記載すること)	

④事業の内容	※中小企業者等及び農林漁業者並びに連携参加者の経営資源をどのように活用し、どのようにして新商品又は新役務の開発、生産(提供)又は需要の開拓を行うのかがわかるように記載すること。 ①事業の内容 ②事業の特徴 ③連携体の役割分担
⑤実施方法及び	※具体的な実施方法、実施体制、実施場所等を記載すること。
場所等	①実施スケジュール、場所及び内容
	②新規雇用の予定
	・雇用人数及び時期 人(平成 年 月雇用予定)
	・雇用形態
	・雇用する従業員の業務内容
	③支援重点分野 (該当する分野に〇)
	・食産業
	・農工ベストミックス型産業
	④売上目標(特定売上目標設定事業の場合は「特定売上目標」と記載)
	・事業終了後3年間の開発商品の総売上
	商品名 : 規格 (内容量等)
	1年目(単価 ×数量 =)
	2年目(単価 ×数量 =)
	3年目(単価 ×数量 =)
	合 計
	※単価は「直売価格」、「卸売価格」等を記載する。
⑥実 施 期 間	開始予定日 平成 年 月 日
	完了予定日 平成 年 月 日

(注) 必要に応じて概要図等の資料を添付すること。

3 助成事業収支計画

(1) 収入の部 (単位:円)

	項目	予 算 額	摘 要
1	助 成 金		
2	自己資金		
3	借入金		
4	その他		
5	合 計		

(2) 支出の部 (単位:円)

助成対象経費の区分		予算	算 額	協善	
	即风刈	家栓質の区分	金額	うち助成額	摘 要
1	(1)	謝金			
2	(2)	旅費			
	(3)	会 議 費			
	(4)	会場借上料			
	(5)	会場整備費			
	(6)	印刷製本費			
	(7)	資料購入費			
	(8)	通信運搬費			
3	(9)	集計・分析費			
	(10)	調査・分析費			
	(11)	広告宣伝費			
	(12)	翻 訳 料			
	(13)	原 稿 料			
	(14)	職員旅費			
	(15)	受講料等			
4	(16)	原材料費			
5	(17)	機械装置・工具器具備品購入費			
6	(18)	外注加工費			
7	(19)	委 託 費			
8		合 計			

⁽注) 助成金を充当する科目については、摘要欄に積算内訳を記載すること。

4 助成事業年度別収支計画

(1) 収入の部

	項	目	平成 年度 予算額	平成 年度 予算額	平成 年度 予算額	合 計	摘 要
1	助	成 金					
2	自	己資金					
3	借	入 金					
4	そ	の他					
5	合	計					

(2) 支出の部 (単位:円)

助成対象経費の区分		平成 年	度 予算額	平成 年	度 予算額	平成 年	度 予算額	合	計	le Tr	
		金額	うち助成額	金 額	うち助成額	金 額	うち助成額	金額	うち助成額	摘 要	
1	(1)	謝金									
2	(2)	旅費									
	(3)	会議費									
	(4)	会場借上料									
	(5)	会響讚									
	(6)	印製本費									
	(7)	資料購入費									
	(8)	通運搬費									
3	(9)	集十·分費									
	(10)	調查·分析費									
	(11)	広告記費									
	(12)	翻訳料									
	(13)	原稿料									
	(14)	職員旅費									
	(15)	受講等									
4	(16)	原排費									
5	(17)	機械置·工器									
		具龍購入費									
6	(18)	外油川費									
7	(19)	委託費									
8		合 計									

(注) 助成金を充当する科目については、摘要欄に積算内訳を記載すること。

5 調査研究・開発研究等を委託する場合

①委託の内容						
②委託業者及び						
代表者名						
③委 託 期 間	着手予定日	平成	年	月	目	
	完了予定日	平成	年	月	日	
④委託する理由						

(注)委託事業がない場合は、添付を要しない。

2-2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 申請者の概要

名 称			
住 所			
代表者名			
連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		
資本金		従業員数	
業種		決算月	

2 助成事業の内容

①事 業 名	
②事業の目的	
③事業の内容	
④実施方法及び	※具体的な実施方法、実施体制、実施場所等を記載すること。また、支援を
場所等	受けた者に対するアンケート等を実施することとし、その方法等について記載すること。
⑤実 施 期 間	開始予定日 平成 年 月 日
	完了予定日 平成 年 月 日

(注) 必要に応じて概要図等の資料を添付すること。

3 助成事業収支計画

(1) 収入の部

(単位:円)

	項	目		予	算	額	摘	要
1	助	成	金					
2	自	己資	金					
3	借	入	金					
4	そ	0)	他					
5	合		計					

(2) 支出の部 (単位:円)

	助成対象経費の区分		予算	章 額	leter and
		家栓質の区分	金額	うち助成額	摘 要
1	(1)	謝金			
2	(2)	旅費			
	(3)	会 議 費			
	(4)	会場借上料			
	(5)	会場整備費			
	(6)	印刷製本費			
	(7)	資料購入費			
	(8)	通信運搬費			
3	(9)	集計・分析費			
	(10)	調査・分析費			
	(11)	広告宣伝費			
	(12)	翻 訳 料			
	(13)	原 稿 料			
	(14)	職員旅費			
	(15)	受 講 料 等			
4	(16)	原材料費			
5	(17)	機械装置・工具器具備品購入費			
6	(18)	外注加工費			
7	(19)	委 託 費			
8		合 計			

⁽注) 助成金を充当する科目については、摘要欄に積算内訳を記載すること。

4 助成事業年度別収支計画

(1) 収入の部

	項	目	平成 年度 予算額	平成 年度 予算額	合 計	摘 要
1	助	成 金				
2	É	己資金				
3	借	入 金				
4	そ	の他				
5	合	計				

(2) 支出の部 (単位:円)

н	助成対象経費の区分		平成 年	度 予算額	平成年	度 予算額	合 計		lete are
助			金 額	うち助成額	金 額	うち助成額	金額	うち助成額	摘 要
1	(1)	謝金							
2	(2)	旅費							
	(3)	会議費							
	(4)	会###							
	(5)	会整讚							
	(6)	印製物							
	(7)	資料費							
	(8)	通蓮費							
3	(9)	集十·分費							
	(10)	澗·分費							
	(11)	広 遺費							
	(12)	翻訳料							
	(13)	原稿料							
	(14)	職動費							
	(15)	受講等							
4	(16)	原株費							
5	(17)	機械置・工具製備							
		講費							
6	(18)	外油皿費							
7	(19)	委託費							
8		合 計							

⁽注) 助成金を充当する科目については、摘要欄に積算内訳を記載すること。

5 調査研究・開発研究等を委託する場合

①委託の内容						
②委託業者及び						
代表者名						
③委 託 期 間	着手予定日	平成	年	 月	日	
0女 比 朔 间	完了予定日	平成平成	年	月	H H	
④委託する理由					H	

(注)委託事業がない場合は、添付を要しない。

 青産本企第
 号

 平成
 年
 月
 日

殿

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 印

あおもり農商工連携助成事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 度あおもり農商工連携助成事業助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

助成事業名		
助 成 金 交 付 額	金	円
交 付 条 件		

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

 住 所

 助成事業者 名 称

 代表者職氏名

印

あおもり農商工連携助成事業助成金(概算払)請求書

平成 年 月 日付け青産本企第 号で助成金の確定通知を受けたあおもり農商工連携助成事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成事業名		
助成金交付決定額	金	円
助成金交付確定額(A)	金	円
受 領 済 額(B)	金	円
今回請求額(A-B)	金	円
振込金融機関名		
ロ 座 番 号 口座名義 (フリガナ)	普通・当座	

連絡担当者職氏名

電 話 番 号

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

住所助成事業者名称代表者職氏名

囙

あおもり農商工連携助成事業計画変更等承認申請書

平成 年 月 日付け青産本企第 号で助成金の交付決定の通知を受けたあおもり農商 工連携助成事業の内容を下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、あおもり農商工連携助成事 業助成金交付要領第8条第1項の規定に基づき申請します。

- 1 事業名
- 2 変更の内容 別紙(付表)
- 3 変更(中止又は廃止)の理由
- 4 変更が助成事業に及ぼす影響

(5号様式付表)

申	請	者
. 1 .	버그	. 🖂

1 経費の配分の変更

(単位:円)

上 剂	性負の配力の多文								
	田出生	象経費の区分	事業費		費	助	成	額	摘要
			変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
1	(1)	謝金							
2	(2)	旅費							
	(3)	会 議 費							
	(4)	会場借上料							
	(5)	会場整備費							
	(6)	印刷製本費							
	(7)	資料購入費							
	(8)	通信運搬費							
3	(9)	集計・分析費							
	(10)	調査・分析費							
	(11)	広告宣伝費							
	(12)	翻訳料							
	(13)	原 稿 料							
	(14)	職員旅費							
	(15)	受 講 料 等							
4	(16)	原材料費							
5	(17)	機械装置・工具器具備品購入費							
6	(18)	外注加工費							
7	(19)	委 託 費							
8		合 計							

(注) その他参考資料があれば添付すること。

連約	各担当	当者耶			
電	話	番	号		

2 経費の配分の変更(年度別)

(単位:円)

		万の変史		"	 業	費		助	成	額		(単位:円)	
	助成対象経費の区分		変更前		増	減	変更前	変更後	増	減	摘 要		
			及义前	友 义 仮	坦	1/93,	友 义 刑	及义位	坦	1/93			
-	1 (1)	±4+ △	年度										
1	(1)	謝金	年度										
			年度										
2	(2)	妆典	年度										
	(2)	旅費	年度										
		1	年度										
	(3)	人类曲	年度										
	(3)	会議費	年度										
		1	年度										
	(4)	会場借 上料	年度										
	(4)	上料	年度										
			年度										
	(5)	会場整	年度										
	(5) 会場登 備費	(5) 備費	(5) 会場整備費	年度									
		+	年度										
	(6)	印刷製 本費	年度										
	(6)		年度										
		+	年度										
	(7)	資料購 入費	年度										
	(1)	入費	年度										
		-	年度										
3	(8)	通信運	年度										
	(0)	通信運搬費	年度										
		-	年度										
	(9)	集計・ 分析費	年度										
	(9)	分析費	年度 年度										
	(10)	調査・ 分析費	年度										
	(10)	分析費	年度										
		+	年度										
	(11)	広告宣	年度										
	(11)	広告宣 伝費	年度										
			年度										
	(12)	翻訳料	年度										
	(14)	削机不补	年度					+					
			年度										
	(13)	原稿料	年度					+					
			年度					1					

			-					T	
			年度						
		磁号步	年度						
	(14)	職員旅 費	年度						
		月	年度						
		巫≠业	年度						
	(15)	受講料等	年度						
		4	年度						
		臣 针 机	年度						
4	(16)	原材料 費	年度						
			年度						
		機械装置·工具器具	年度						
_	(>	置・エ							
5	(17)	備 品 購	年度						
			年度						
		入費							
		外注加	年度						
6	(18)		年度						
		工費	年度						
	_		年度	•		`	·		
7	(19)	委託費	年度	•		`	·		
			年度						
	_		年度		·	•			
8		合 計	年度	·					
			年度	·					

(注) その他参考資料があれば添付すること。

連絡	各担	当者職	战氏名
電	話	番	号

 青産本企
 第
 号

 平成
 年
 月
 日

殿

地方独立行政法人青森産業技術センター 理事長 印

あおもり農商工連携助成事業計画変更等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったあおもり農商工連携助成事業の計画変更等については、下記のとおり承認したので通知します。

助 成 事 業 名	
変更等の内容	
交付の決定の内容の変更 及び 新たな交付条件	

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

住 所助成事業者 名 称

代表者職氏名

印

あおもり農商工連携助成事業事故報告書

平成 年 月 日青産本企第 号で助成金の交付決定の通知を受けたあおもり農商工連携助成事業について、下記のとおり事故があった(予想される)ので、あおもり農商工連携助成事業助成金交付要領第9条の規定に基づき報告します。

- 1 助成事業名
- 2 助成事業の進捗状況
- 3 助成事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する処置
- 6 助成事業の遂行及び完了の予定

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

住 所助成事業者 名 称

代表者職氏名

囙

あおもり農商工連携助成事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け青産本企第 号で助成金の交付決定の通知を受けたあおもり農商 工連携助成事業について、あおもり農商工連携助成事業助成金交付要領第11条の規定に基づき、助 成事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

- 1 助成事業名
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 助成事業の遂行状況 別紙(付表)

助 成 事 業 遂 行 状 況

	助成事業者名
	連絡担当者職氏名
	電話番号
車業内容	

1 事業内容

①実施した事業										 	 _
内容											
②事業の進捗状況											_
② 事業の 医沙 状况											
③実施したことに											
よる効果											
④実 施 期 間	開	始	日	平成	年	月	日				_
·	完	了	日	平成	年	月	日	(予	定)		

(注) 必要に応じて概要図等の資料を添付すること。

2 助成事業収支額

(1) 収入の部 (単位:円)

	項	目		実	績	額	摘 要
1	助	成	金				
2	自	己資	金				
3	借	入	金				
4	そ	Ø	他				
5	合		計				

(2) 支出の部 (単位:円)

	마나나	各奴隶の民八	実	漬 額	10° H
	助	象経費の区分	金額	うち助成額	摘 要
1	(1)	謝金			
2	(2)	旅費			
	(3)	会 議 費			
	(4)	会場借上料			
	(5)	会場整備費			
	(6)	印刷製本費			
	(7)	資料購入費			
	(8)	通信運搬費			
3	(9)	集計・分析費			
	(10)	調査・分析費			
	(11)	広告宣伝費			
	(12)	翻 訳 料			
	(13)	原 稿 料			
	(14)	職員旅費			
	(15)	受 講 料 等			
4	(16)	原材料費			
5	(17)	機械装置・工具器具備品購入費			
6	(18)	外注加工費			
7	(19)	委 託 費			
8		合 計			

⁽注)報告書・計画書、その他参考資料を作成したときは、各2部を添付すること。

3 助成事業年度別収支額

(1) 収入の部

	項	目	平成 年度 実績額	平成 年度実績(予算)額	平成 年度実績(予算)額	合 計	摘 要
1	助	成 金					
2	自	己資金					
3	借	入 金					
4	そ	の他					
5	合	計					

(2) 支出の部 (単位:円)

	助成対象経費の区分		平成年	度 実績額	平成 年度	実績(予算)額	飛 镀	実績(子第)額	合	計	14
り	加成对象統	金		うち助成額	金 額	うち助成額	金 額	うち助成額	金 額	うち助成額	摘 要
1	(1)	謝金									
2	(2)	旅費									
	(3)	会議費									
	(4)	会場告出料									
	(5)	会整讚									
	(6)	印製費									
	(7)	資料 費									
	(8)	通調費									
3	(9)	集十·分費									
	(10)	澗·分費									
	(11)	店面費									
İ	(12)	翻訳料									
	(13)	原稿料									
	(14)	職」游費									
	(15)	受講等									
4	(16)	原排費									
5	(17)	機機置·工具具備									
		職費									
6	(18)	外油皿費									
7	(19)	委託費									
8		合 計									

⁽注)報告書・計画書、その他参考資料を作成したときは、各2部を添付すること。

4 調査研究・開発研究等を委託した場合

①委託の内容								
②委託業者及び 代表者名								
③委 託 期 間	手了	日日	平成 平成	年年	月 月	目目		
④委託する理由								

(注)委託事業がない場合は、添付を要しない。

平成 年 月 日

住 所助成事業者 名 称

代表者職氏名

囙

あおもり農商工連携助成事業実績報告書

平成 年 月 日付け青産本企第 号で助成金の交付決定の通知を受けたあおもり農商 工連携助成事業が完了したので、あおもり農商工連携助成事業助成金交付要領第12条の規定に基づ き、下記のとおり報告します。

- 1 助成事業名
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 実績調書 別紙(付表)

助 成 事 業 実 績 調 書

助成事業者名
連絡担当者職氏名
電話番号

1 事業内容

①事 業 名							
②事業の内容							
③実 施 結 果	※支援事業にあっても記載すること		援を受け	けた者に	こ対するアンケ	ート等の結果	につい
④事業を実施した 効果							
⑤実 施 期 間	開始日 完了日	平成 平成	年 年	月月	日日		
1	/	1 13/	1	/ 4	-		

(注) 必要に応じて概要図等の資料を添付すること。

2 助成事業収支額

(1) 収入の部 (単位:円)

	項	目		実	績	額	摘 要
1	助	成	金				
2	自	己資	金				
3	借	入	金				
4	そ	Ø	他				
5	合		計				

(2) 支出の部 (単位:円)

	마나나	免奴典のぼハ	実	責額	拉 邢
	助	象経費の区分	金額	うち助成額	摘 要
1	(1)	謝金			
2	(2)	旅費			
	(3)	会 議 費			
	(4)	会場借上料			
	(5)	会場整備費			
	(6)	印刷製本費			
	(7)	資料購入費			
	(8)	通信運搬費			
3	(9)	集計・分析費			
	(10)	調査・分析費			
	(11)	広告宣伝費			
	(12)	翻 訳 料			
	(13)	原 稿 料			
	(14)	職員旅費			
	(15)	受 講 料 等			
4	(16)	原材料費			
5	(17)	機械装置・工具器具備品購入費			
6	(18)	外注加工費			
7	(19)	委 託 費			
8		合 計			

⁽注)報告書・計画書、その他参考資料を作成したときは、各2部を添付すること。

3 助成事業年度別収支額

(1) 収入の部

	項	II	平成 年度 実績額	平成 年度実績(予算)額	平成 年度実績(予算)額	合 計	摘 要
1	助	成 金					
2	自	己資金					
3	借	入 金					
4	そ	の他					
5	合	計					

(2) 支出の部 (単位:円)

助成対象経費の区分		平成 年度 実績額		平成 年度美漬子乳額		平成 年度 実績(子第)額		合	計	14		
		金 額	うち助成額	金 額	うち助成額	金額うち助成額		金 額	うち助成額	摘 要		
1	(1)	謝金										
2	(2)	旅費										
	(3)	会議費										
	(4)	会####										
	(5)	会點讚										
	(6)	印製物										
	(7)	資購費										
	(8)	通調費										
3	(9)	集十·分費										
	(10)	澗·分費										
	(11)	店 直費										
	(12)	翻訳料										
	(13)	原稿料										
	(14)	職」消費										
	(15)	受講等										
4	(16)	原排費										
5	(17)	機機置·工具具備										
		調費										
6	(18)	外油皿費										
7	(19)	委託費										
8		合 計										

⁽注)報告書・計画書、その他参考資料を作成したときは、各2部を添付すること。

4 調査研究・開発研究等を委託した場合

①委託の内容								
②委託業者及び 代表者名								
③委 託 期 間	手了	日日	平成 平成	年年	月月	日日		
④委託する理由								

(注)委託事業がない場合は、添付を要しない。

 青産本企第
 号

 平成
 年
 月
 日

殿

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 印

あおもり農商工連携助成事業助成金確定通知書

平成 年度あおもり農商工連携助成事業助成金について下記のとおり確定します。

助 成 事 業 名		
助成金交付決定年月日及び番号	平成 年 月 日 青産本企第	号
助成金交付決定額	金 円	
助成金交付確定額	金 円	

10号様式(第18条関係)

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター 理事長 殿

 住
 所

 助成事業者
 名
 称

囙

あおもり農商工連携助成事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

代表者職氏名

平成 年 月 日付け青産本企第 号で助成金の交付決定の通知を受けたあおもり農商 工連携助成事業に係る消費税及び地方消費税額が確定したので、あおもり農商工連携助成事業助成金 交付要領第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1	助成金額(助成金確定通知書による助成金交付確定額)	<u>金</u>	円
2	助成金の額の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除額	金	<u>円</u>
3	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び	バ地方消費税に係る仕入控除額 <u>金</u>	<u>円</u>
4	助成金返還相当額(3-2)	金	円

- (注) 1 積算の内訳を添付すること。
 - 2 課税事業者の場合であっても、単純に助成金の5%相当額が消費税及び地方消費税に係る 仕入控除による減額等の対象額ではない。